（内航海運組合法の一部改正）

第十二条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二条第二項」を「第二条第二項第一号」に改める。

（小型船造船業法の一部改正）

第十三条　小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第六条」を「第五条」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十四条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百二十八号中

百二十八　船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可	

を

百二十八　船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可	
（注）造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十三条（施設等の新設等の許可の特例）の規定により船舶の製造若しくは修繕に係る施設の新設、譲受け若しくは借受けの許可又は船舶の製造若しくは修繕に必要な設備の新設、増設若しくは拡張の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十一条第一項（事業基盤強化計画の認定）の規定による事業基盤強化計画の認定又は同法第十二条第一項（事業基盤強化計画の変更等）の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、これらの許可とみなす。	

に改め、同表第百二十九号中

百二十九　船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可	

を

百二十九　船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可	
（注）造船法第十三条（施設等の新設等の許可の特例）又は造船安全法の特例）又は造船業務に係る遠隔支援業務に係る海上運送導入計画）の規定による特定船舶一条第一項（事業基盤強化計画の認定）若しくは同法第十二条第一項（事業基盤強化計画の変更等）の規定による事業場の認定とみなす。	

に改め、同表第百三十号中

百三十　船舶等の製造工事業場の認定又は船舶等に係る製造工事若しくは改造若しくは修理工事若しくは整備若しくは遠隔支援業務に係る事業場の認定又は船舶等協会若しくは登録検査機関、船級協会若しくは登録検査機関、登録検定機関、登録検査確認	